

介護員養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領

1 趣旨

熊本県知事及び熊本県知事の指定した研修事業者（以下「研修事業者」という。）の実施した介護員養成研修、訪問介護員養成研修、ホームヘルパー養成研修、家庭奉仕員講習会（以下「養成研修」という。）の修了証明書及び修了証書（以下「修了証明書等」という。）の亡失・き損時の取り扱いに関しては、この要領の定めるところによる。

2 原則

修了証明書等を亡失し、又はき損し使用に耐えなくなった場合において、研修修了者より証明願があり、当該研修を修了し修了証明書等の交付を受けた事実が確認できる場合には、熊本県知事又は研修事業者は、本要領に定める方法により当該研修修了者が修了した旨の事実を証明するものとする。

3 方法

(1) 熊本県知事の実施した養成研修については、熊本県知事が研修修了者より修了証明書交付証明願（様式1）を受理した上で、修了証明書交付証明書（様式2）を交付するものとする。

(2) 研修事業者の実施した養成研修については、当該研修事業者が修了証明書を再発行することができる。この場合、修了者台帳等の管理について、以下の配慮を行なうものとする。

ア 修了者台帳に修了証明書の再発行を行った旨とその日付を記録すること

イ き損した修了証明書については、当該事業者において回収し、破棄すること

ウ 再発行を行う場合は、修了年月日と再交付年月日を併記し、再交付の証明書であることを明示すること

エ 亡失した修了証明書が再発見された場合は、直ちに返還させること

(3) 当該研修事業者が、既に事業を廃止している場合は、(1)に準じて取り扱う。

4 その他

その他、この要領に定めのないことについては、熊本県知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月22日から施行する。

(様式1)

介護員養成研修等修了証明書交付証明願

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

私は、
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる研修
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に掲げる研修
厚生省の定めるホームヘルパー養成研修
厚生省の定める家庭奉仕員講習会

を修了し、修了証明書の交付を受けた者であることを、下記のとおり証明願います。

記

研修修了時氏名	
研修修了時住所	
生年月日	年 月 日生
研修実施主体（研修実施事業者名）	
研修課程	課程
研修修了日	年 月 日
修了証明書番号	号
証明を必要とする理由	1 亡失したため 2 き損により使用に耐えなくなったため

※氏名、生年月日、住所を確認できる公的書類の写しを添付すること。

※研修修了時と氏名や住所が変更している場合、その履歴がわかる書類を添付すること。

※修了証明書のき損により証明を希望する際には、き損した修了証明書を添付すること。

(様式2)

高齢第 号

介護員養成研修修了証明書交付証明書

下記の者は、
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる研修
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に掲げる研修
厚生省の定めるホームヘルパー養成研修
厚生省の定める家庭奉仕員講習会

を修了し、修了証明書の交付を交付した者であることを証明します。

記

氏名（研修修了時氏名）	
生年月日	年 月 日生
研修実施主体（研修実施事業者名）	
研修課程	課程
研修修了日	年 月 日
修了証明書（修了証書）番号	号

以上

年 月 日

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長 公印